

I. 反対尋問

1. 検察側は客観的帰属論に基づき、①行為の危険性は大②介在事情の異常性は小③介在事情の結果への寄与度は大としているが、何故かかる場合に因果関係が肯定されるのか。三要素の相互の関係が不明確であり、疑問である。
2. 最高裁平成15年7月16日第二小法廷決定を引用した趣旨は何か。

II. 学説の検討

1. 因果関係の判断基準について

検察側は、条件関係があることを前提として、行為者の行為が行為の客体に危険を創出し、その危険が具体的な結果に実現した場合にのみ、惹起された結果は行為に帰属されるとする説(客観的帰属説)を採用している。そして、かかる帰属が認められるか否かは、①行為者の行為の危険性②介在事情の異常性③介在事情の結果への寄与度を総合考慮して判断すべきであるとしている。しかしながら、行為の時点に判断時を固定することなく、判断の基礎となる事情を確定することもしていない。また3つの判断要素の相互関係をどのように理解すべきであるかが不明確である。よって検察側の採用する客観的帰属説は妥当でない。

思うに、因果関係は社会通念に基づいて類型化された構成要件該当性の問題である。とすれば、因果関係の有無は、条件関係を前提に、当該行為が当該結果から発生することが社会通念上相当であるか否かによって決すべきであると解する。そして、構成要件が一般人を名宛人とする違法類型であるにとどまらず、行為者に対する非難可能性たる責任類型であることから、行為時に一般人が認識・予見し得た事情及び行為者が特に認識していた事情を判断基底とするべきであると解する。よって弁護側は折衷的相当因果関係説を採用する。

2. 結果的加重犯の重い結果における過失の要否について

検察側は、重い結果につき因果関係があれば足りるとする過失不要説を採用している。しかしながら、責任を問い得ないすなわち過失が認められない重い結果の発生を理由として刑を加重することは責任主義に反する。よって、弁護側は過失必要説を採用する。

III. 本問の検討

1. Xが普通乗用車後部のトランク内にAを押し込み監禁した行為について、Aに対する監禁致死罪(221条)が成立するかを検討する。
2. (1) まず、XはAを普通乗用車後部のトランク内に押し込み、トランクカバーを閉めAの脱出を不可能ないし著しく困難にしていることから「監禁」したといえ、同罪の実

行行為性が認められる。

- (2) また A 死亡という構成要件的结果も発生している。
3. (1) しかしながら、X の監禁行為と A 死亡という加重結果の間には、普通乗用車が時速 60km で後部に追突するという第三者の過失行為が介在している。そこで、X の実行行為と結果との間に因果関係が認められるかが問題となる。
 - (2) この問題に関して弁護側は折衷的相当因果関係説に立つ。そこで以下では、かかる説に基づき因果関係の有無を判断する。
 - (3) 本件において、X が乗用車を停車したのは、車道の幅員が約 7.5m と乗用車が少なくとも 2、3 台は容易く通過できる、非常に広い片側 1 車線であった。かつその道路は非常に見通しの良いものであった。さらに、その時刻は深夜 3 時 50 分と乗用車の往来が非常に少ない時間帯であった。

これらの事情を考慮すると、停車中の乗用車に後部から追突されるという事情は、一般人には認識・予見が不可能であり、また X 自身も特に認識していない。よって、後部から乗用車に追突されるという介在事情は、因果関係の判断基底に含まれない。

とすれば、停車中の乗用車のトランク内に人を閉じ込めていたところ、「トランク内の人が死ぬという」ことはおよそ起こり得ない、稀有なものであり、因果関係は認められない。
4. 以上より、X は A 死亡という加重結果の責任を負わず、X は A に対する監禁罪(220 条)の罪責を負うにとどまる。
5. (1) 仮に、検察側が主張するように因果関係が認められたとしても、弁護側が採用する過失必要説によれば、以下のように X は A に対する監禁致死罪の罪責を負わない。
 - (2) ここで過失とは、不注意という単なる心理状態ではなく、結果の予見可能性を前提とした結果回避義務違反をいうところ、前述のように道幅が非常に広く、見通しが良く、更に乗用車の往来も少ない時間帯に、道路上で後部から追突されるということは一般人には予見し得ない。ゆえに、予見可能性は認められず、それに基づく結果回避義務違反も存在しない。よって、X に過失は認められない。
 - (3) 以上より、X は A 死亡という加重結果の責任を負わず、X は A に対する監禁罪(220 条)の罪責を負うにとどまる。

IV. 結論

X は A に対する監禁罪(220 条)の罪責を負う。

以上